1月20日(木)特措法PTでのご指摘事項について

	•	万とし口(小)村田広口(のこ田尚予頃について
	英、米、豪州の感染状況の現状如何。何故下がってきているのか。	 ○ 英国においては、オミクロン株の感染拡大に伴い、令和3年12月10日以降、屋内公共施設でのマスク着用の義務化や可能な限りの在宅勤務の推奨等を実施していたところです。なお、これまで3,700万回以上のブースター接種が実施されたことにより、重症化や入院のリスクを軽減し、医療提供体制への負荷を軽減することに成功したため、令和4年1月27日以降、マスク着用の法的義務を解除すると英政府から発表がありました。 ○ 米国や豪州でも新規陽性者数が減少していますが、減少の要因については明らかでなく、各国政府も公式の見解を示していないと承知しています。 ○ 米国においては、新規陽性者数や新規入院者数は減少していますが、死亡者数は増加傾向にあります。なお、米 CDC 所長は、いくつかの州では症例数が減少しているが、州毎に症例数の増加時期はさまざまであり、一部の地域では症例数が多い状態が継続する可能性がある、と評価していると承知しています。
2	オミクロン株について、沖縄県で重症者は3名であるが、高齢者及び既往歴がある者等の重症化率如何。	 ○ 令和4年1月1日~20日のHER-SYS データにおける重症化リスク因子の保有数と、新規陽性者のうち発生届届出時の重症度が中等症Ⅱ以上であった割合を解析したデータによると、65歳以上の新規陽性者のうち、中等症Ⅲ以上であった割合は、重症化リスク因子がない場合は1.48%、重症化リスク因子があった場合は4.43%でした。また、65歳以上の新規陽性者のうち、中等症Ⅲ以上であった割合は、重症化リスク因子の保有数が多くなるにつれて増加する傾向にありました。 ○ なお、この解析は、発生届の届出時の重症度を示すものであり、患者の転帰を示すものではないことに留意が必要です。
3	オミクロン株は、これまでの COVID-19 とは違うウイルスであり、保健所の対応もデルタ株を前提とした対応から変えていくべきではないか。	○ 新型コロナウイルス感染症の対応に際しては、保健所が中心的な役割を果たしてきたところですが、オミクロン株の評価を踏まえつつ、これまで「全体像」で準備してきた保健医療体制をしっかりと稼働させていくことが今後の対応の基本であると考えています。○ オミクロン株の特性も踏まえ、幅広く地域の医療機関等の協力をいただき、保健所のみに頼ることのない体制の構築について支援してまいります。
4	保健所が行うクラスター追跡について全数把握をして隔離することよりも、医療機関で、その人のリスクに合った診療を受けていただく方向へと、保健所の業務内容を変えていくべきではないか。	 ○ オミクロン株による感染者数の増加に伴い、保健所の業務負担が重くなっていることから、オミクロン株の感染が急拡大した地域においては、積極的疫学調査の重点化をはじめ、業務の合理化を図っています。 ○ 発生届については、感染拡大防止と適切な医療の提供のため、患者に対するアプローチの起点となる重要なものであり、見直しについては慎重に検討する必要がありますが、増加する自宅療養者に対応できるよう、ITも活用しながら、保健所のみに頼らず、健康フォローアップセンターの設置の呼びかけや、地域の医療機関において自宅療養者等の健康観察等を実施できる体制の構築を進めています。
5	今般のワクチン接種について、公共交通・物流 関係として、一般廃棄物収集業者も優先接種 対象にすべきではないか。	 ○ 高齢者以外の一般の方について、予約枠に空きがあれば、6 か月の間隔で、順次、できるだけ多く、更に前倒しを行っていくよう、改めて自治体に要請しました。 ○ 併せて、一般の方への接種を進めるに当たって、各自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に3回目接種をするような取組も検討していただくよう、一部自治体の取組例をお示ししつつ、自治体に要請しました。

7	国産ワクチンはどうなっているのか。第7波が来た際に、国産ワクチンとの交差接種ができるのか。 7本の情報システムの連携について、何時までに連携が取れるようになるのか、見通しを教えてほしい。	 ○ 国産ワクチンの実用可能時期について、予断をもってお答えすることは難しいものの、有効性を検証するための大規模な臨床試験を既に開始している国内企業もあると承知しています。 ○ また、一部の企業は PMDA とも相談し、mRNA ワクチン 2 回接種後の 3 回目接種を前提とした臨床データを取得中であると承知しています。 ○ これまでも円滑な業務遂行の観点からシステム間連携の仕組みを構築してまいりました。 ○ 今後、新興・再興感染症の発生にも備えた機能を有する次期感染症サーベイランスシステム(仮称)の運用開始に向けて開発を進めることとしています(現時点では来年度中を目処のサービスインを検討)。
8	感染症危機管理について、国と地方の連携の 強化についてどのように検討しているのか。	 ○ 感染症法改正法案については、 ① 病床・医療人材の確保などについて、より実効性のある措置としていくためには、オミクロン株への対応状況も踏まえることが適切であること ② 従来のウイルスと比較して格段に強い感染力を持つオミクロン株の急速な流行という新たな状況に直面する中で、政府としては、昨年11月にとりまとめた取組の「全体像」を着実に稼働させることを含め、目下の対応に注力する必要があること、から、目下の危機対応を行いつつ、本年6月の司令塔機能の強化等を含めた抜本的強化策のとりまとめに向けた過程の中で、更なる検討を進めていく予定です。
9	感染症法上の2類感染症相当の扱いを5類感染症扱いに変更するに当たっては、法改正は不要なのか。その場合、どのような手続を取ることがあり得るのか。	 ○ 感染症法上、各感染症は、(インフルエンザを含むその他の感染症との比較も含めて) 感染力及び罹患した場合の重篤性等を総合的に勘案し、講ずべき措置を踏まえてその位置づけが定められており、今般の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) については、感染症法上「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられています。 ○ その上で、「5 類感染症」は感染力及び罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から、危険性が高くない等の要件に該当する感染症が指定されています。仮に、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の分類を「5 類感染症」に変更する場合、そうした要件に該当する必要があります。 ○ 法令の手続きとしては、感染症法第 44 条の 2 第 3 項に基づき、厚生労働大臣が国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、厚生労働省令において 5 類感染症に新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) を規定することとなります。
10	酒類提供の扱い等にかかる、フードコートの 取り扱い如何。	○ 基本的対処方針等において、テイクアウト販売は営業時間の短縮等の要請対象から外されております。○ 営業時間の短縮等をフードコート全体に要請するか、テナントごとに要請するかは、都道府県で判断することとしております。
11)	保育園が休園となり、子供を預けていた母親 が休業せざるを得ない場合において、小学校 休業等対応助成金は使えるのか。	○ 保育園が休園し、子どもの世話を行うことが必要となった保護者については小学校休業等対応 助成金の対象になります。
12	令和3年度補正で措置された事業復活支援金 について、本年4月以降における取扱如何。	〇 事業復活支援金の対象期間は昨年 11 月から今年の 3 月ですが、引き続き 4 月以降も申請・給付業務が発生するため、令和 3 年度補正予算を繰り越して執行する予定です。